

建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成31年4月24日

京都市長 門川大作

1 指定事項

| 指定番号 | 指定年月日 | 道路の幅員 | 道路の延長 | 道路の位置 | 道路の申請者 |
|--------|-----------------|-----------------------|---------------|--------------------|--------|
| 第5998号 | 平成 31. 4. 17 | メートル 4.00～ 4.02 | メートル 17.47 | 京都市西京区松室中溝 町48番 | 湯浅 八重野 |

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)